

鳥取大学鳥取地区課外活動部室使用心得

1. 鳥取大学鳥取地区課外活動部室使用規則第3条「使用の資格」にあたっては、「課外活動部室の使用サークル基準」で別に定めるものとする。
2. 毎年所定の期間に団体届け及び部室の使用願いを提出し、使用許可を得ること。
3. 部室はサークル活動以外の目的に使用しないこと。
4. 火災、盗難防止に留意すること。
5. 火気を使用する場合は、別紙様式による火気使用願を学生部学生生活課を経て理事（教育担当）に提出し許可を得ること。
6. 火気の使用にあたっては、別に定める「課外活動部室における火気使用上の注意」を遵守すること。
7. 冬季期間において、学生部学生生活課で貸与されたストーブ以外は使用しないこと。
8. 部室内外の清掃、整頓及び美化に努めること。
9. 交代で行う課外活動部室棟内、棟周辺の清掃を行うこと。
10. 建物、設備を破損、汚染し又は許可なくして工作を加えないこと。
11. テレビ、冷蔵庫、クーラー、ウィンドファン等大型家電及び電気ストーブ、電熱器、ガス器具などを絶対に持ち込まないこと。
12. 他のサークル団体に迷惑をおよぼすような行為をしないこと。
13. 施設への單車及び乗用車での乗り付けはしないこと。
14. ゴミステーションの立ち合い当番を行うこと。
15. 私物、ゴミ等を課外活動部室棟内および周辺に放置しないこと。

鳥取大学鳥取地区課外活動部室の使用サークル基準

1. 所定の団体届けを提出しているサークルで、3年以上継続して活動している団体であること。
 2. 部員が常時5名以上在籍し、活発に活動していることが認められること。
 3. 顧問教員が認める活動を行い、行事(大会)参加予定報告書を年に5回以上提出していること。
 4. サークルリーダー研修会に参加していること。
- ※上記1～4の基準を満たせなくなった時、または課外活動部室棟使用心得が遵守されていないと判断された場合は部室の使用許可を取り消す。

課外活動部室における火気使用上の注意

1. 採暖は大学が貸与する暖房器具に限る。(持ち込みの暖房器具は使用しないこと。)
2. 暖房器具の使用については、下記事項を厳守すること。
 - (1)暖房器具は冬季期間(12月から3月)学生生活課備品を貸与する。
 - (2)暖房器具の使用は、月～日曜日の8時30分～20時までとする。
使用時間の延長及び祝日の使用については、事前に学生生活課に届け出ること。
 - (3)暖房器具は許可された部室以外で使用しないこと。
 - (4)暖房器具は使用状況を窓外より確認できる場所に設置すること。
 - (5)暖房器具の周辺は常に整頓し、可燃物との距離を離すこと。
 - (6)使用中は1時間に2～3回換気を行うこと。
 - (7)使用中は、「火気使用中」の表示板を入口に表示すること。
 - (8)使用後は、完全に消火していることを確認し、「火気処理済」の表示板を入口に表示すること。
 - (9)室内に誰もいなくなる場合、必ず消火すること。
 - (10)部室ごとに火気責任者を定め、使用状況を暖房日誌に記入し、給油時に学生生活課に提示すること。
 - (11)燃料は所定の日時に学生生活課から受領すること。
 - (12)暖房器具が故障したときは、直ちに学生生活課に連絡すること。
3. 部屋の内外で焚火をしないこと。
4. この注意事項を履行しないときは、火気の使用の禁止または部室の使用許可を取り消すことがある。

これらの施設を使用する場合には，鳥取大学鳥取地区学生合宿研修所使用規則，鳥取大学鳥取地区文化系サークル共用施設使用規則，鳥取大学鳥取地区課外活動部室使用規則及び各施設の使用心得に定められた留意事項を遵守してください。

*問い合わせ先 学生生活課(米子地区は，医学部学務課)